

## JR の遅延証明書の取り扱い変更に伴う遅延申請方法の変更について

立春の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、この度 JR 西日本から 2 月 26 日（金）から紙の遅延証明書発行の廃止について通知がありました。それに伴い、交通機関の遅延により遅刻した場合の申請方法を次のように見直すこととなりました。下記の「参考」をご確認の上、2 月から「●交通機関の遅延を公欠扱いにするための手続き」の流れになりますことをご理解のほどよろしくお願いいたします。

参考：(JR 西日本によるニュースリリース)

[https://www.westjr.co.jp/press/article/2020/12/page\\_17081.html](https://www.westjr.co.jp/press/article/2020/12/page_17081.html)

### ●交通機関の遅延を公欠扱いにするための手続き

1. 下の QR コードから web 登録するか、別に配布する「通学経路届」を提出する。  
(届出がない場合は、交通機関の遅延による遅刻は公欠扱いとしません。注意して下さい。)
2. 交通機関の遅延が発生し、遅刻が見込まれる場合、学校に電話連絡を入れる。  
(TEL：078-928-3749)
3. 学校到着後、職員室で「遅延届」に必要事項(利用交通機関名・乗降車した駅名と時刻)を記入して提出。

web による通学経路届出はこちらから→



※届出締切：2月18日

なお、JR が遅延した場合の web 上の遅延証明はこちらから読み込むことができます。  
遅延届を出すときの参考にしてください。

(この画面を提示しただけでは遅延の申請になりませんのでご注意ください。)

JR 西日本の遅延証明確認サイト→

